

# SHIMA SEIKI グループ

## サプライヤー サステナビリティガイドライン

### (1 版)

#### はじめに

SHIMA SEIKI グループはビジネスを通して環境保全に取り組み、社会の持続的な発展に貢献していきます。「よい環境でなければ、よい製品は生まれない。人にも地球にもやさしい取り組みをこれからも頑張っていきたい。」2000 年代、当時社長の島 正博の言葉です。

近年、人権問題や気候変動への対応など、サプライチェーン全体での取り組みに対して、社会からの関心や要望が多く寄せられています。当社グループのサプライヤーの皆様には企業が社会的に果たしていく責任の重要性を認識していただき、既存の取引関係や企業規模などを超えた連携によって、共存共栄しながら課題の解決にあたりたいと考えています。

本ガイドラインはサプライヤーの皆様と当社グループが双方向にコミュニケーションを取って認識を共通にし、活動を共にしていくための基準をまとめています。貴社がビジネスを行う際にご確認ください。

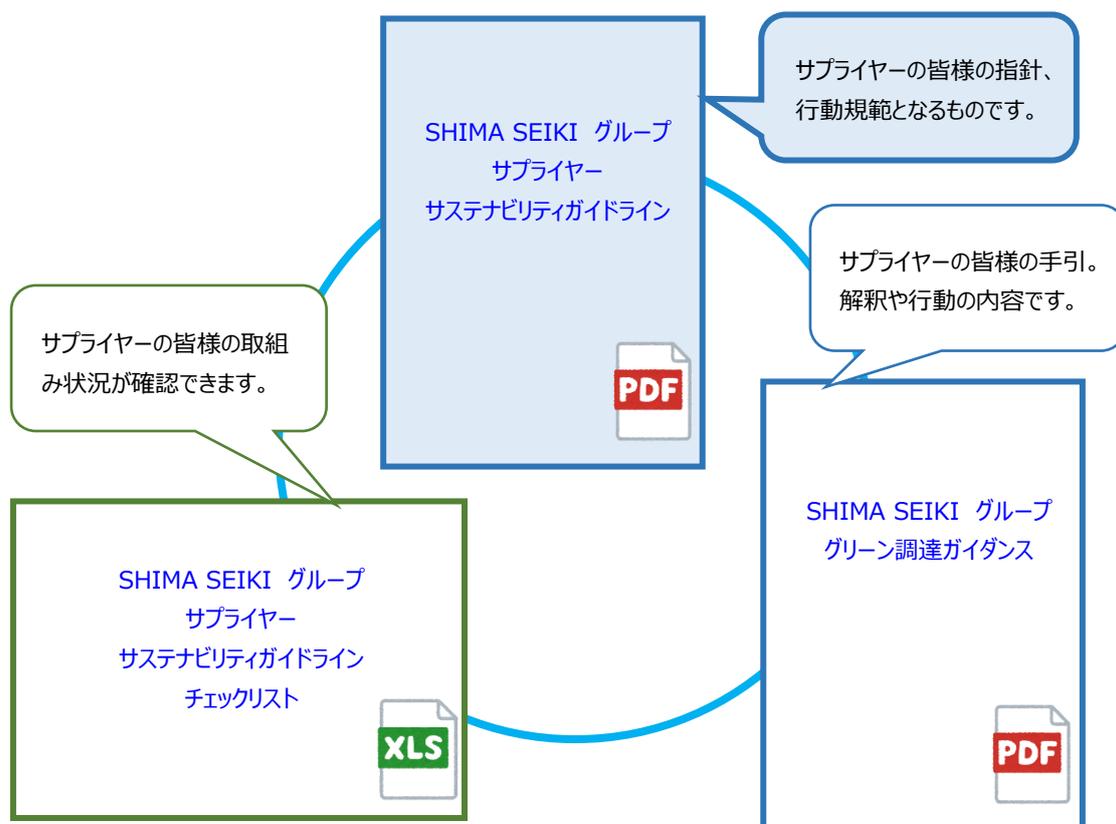
サプライヤーの皆様におかれましては、今後とも当社グループのサステナブル調達活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024 年 3 月  
株式会社島精機製作所

## 本文書の位置づけと関連方針

本文書はサプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が発行した「責任ある企業行動ガイドライン 1.1 版」に基づき、「SHIMA SEIKI グループ サプライヤー サステナビリティガイドライン」として策定するものです。

当社グループの関連方針、並びに本文書で取り上げた個々の項目に対する取組み状況を確認するための「SHIMA SEIKI グループ サプライヤー サステナビリティガイドライン チェックリスト」と具体的な取組みや提出物をご案内した「SHIMA SEIKI グループ グリーン調達ガイドンス」を併せてご確認のうえ、ご活用いただきますよう、お願いいたします。



### 関連方針

[SHIMA SEIKI グループ行動基準](#)

[SHIMA SEIKI グループ サステナビリティ基本方針](#)

[SHIMA SEIKI グループ人権方針](#)

[品質・環境基本方針](#)

[環境行動指針](#)

[品質行動指針](#)

[資材調達方針](#)

[内部統制システム](#)

# SHIMA SEIKI グループ

## サプライヤー サステナビリティガイドライン 目次

はじめに.....	1
本文書の位置づけと関連方針 .....	2
サプライヤー サステナビリティガイドライン 目次 .....	3
<b>第1部 行動規範</b> .....	5
1. 法令遵守・国際規範の尊重.....	5
2. 人権・労働.....	5
(2-1) 強制的な労働の禁止 .....	5
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮.....	5
(2-3) 労働時間への配慮 .....	5
(2-4) 適切な賃金と手当 .....	5
(2-5) 非人道的な扱いの禁止.....	5
(2-6) 差別の禁止 .....	6
(2-7) 結社の自由、団体交渉権.....	6
3. 安全衛生 .....	6
(3-1) 労働安全 .....	6
(3-2) 緊急時への備え .....	6
(3-3) 労働災害・労働疾病 .....	6
(3-4) 産業衛生 .....	6
(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮 .....	6
(3-6) 機械装置の安全対策 .....	7
(3-7) 施設の安全衛生 .....	7
(3-8) 安全衛生のコミュニケーション.....	7
(3-9) 労働者の健康管理 .....	7
4. 環 境 .....	7
(4-1) 環境許可と報告.....	7
(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減.....	7
(4-3) 大気への排出.....	7
(4-4) 水の管理.....	7

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理 .....	8
(4-6) 化学物質管理.....	8
(4-7) 製品含有化学物質の管理.....	8
(4-8) 生物多様性保全.....	8
<b>5. 公正取引・倫理 .....</b>	<b>8</b>
(5-1) 腐敗防止 .....	8
(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止 .....	8
(5-3) 適切な情報開示 .....	8
(5-4) 知的財産の尊重 .....	9
(5-5) 公正なビジネスの遂行.....	9
(5-6) 通報者の保護 .....	9
(5-7) 責任ある鉱物調達 .....	9
<b>6. 品質・安全性.....</b>	<b>9</b>
(6-1) 製品の安全性の確保 .....	9
(6-2) 品質管理 .....	9
(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供.....	9
<b>7. 情報セキュリティ .....</b>	<b>9</b>
(7-1) サイバー攻撃に対する防御 .....	10
(7-2) 個人情報の保護 .....	10
(7-3) 機密情報の漏洩防止 .....	10
<b>8. 事業継続計画 .....</b>	<b>10</b>
(8-1) 事業継続計画の策定と準備 .....	10
<b>第2部 管理体制の構築 .....</b>	<b>10</b>
<b>A. マネジメントシステムの構築 .....</b>	<b>10</b>
<b>B. サプライヤーの管理.....</b>	<b>10</b>
<b>C. 適切な輸出入管理 .....</b>	<b>10</b>
<b>D. 苦情処理メカニズムの整備 .....</b>	<b>11</b>
<b>E. 取り組み状況の開示.....</b>	<b>11</b>
<b>参考資料.....</b>	<b>11</b>

# 第1部 行動規範

## 1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

## 2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

### (2-1) 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

### (2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

### (2-3) 労働時間への配慮

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

### (2-4) 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。

### (2-5) 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。また、企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する必要があります。

#### (2-6) 差別の禁止

企業は、基本的人権や多様性を尊重し、国籍、人種、信条、宗教、性別、年齢、障がい、社会的身分等による差別およびハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

#### (2-7) 結社の自由、団体交渉権

企業は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

### 3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

#### (3-1) 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

#### (3-2) 緊急時への備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

#### (3-3) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

#### (3-4) 産業衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

#### (3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

### (3-6) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

### (3-7) 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

### (3-8) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

### (3-9) 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

## 4. 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。また、その評価をするためには関連する環境データが必要です。

### (4-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

### (4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

### (4-3) 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

### (4-4) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

#### (4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

#### (4-6) 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

#### (4-7) 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。

#### (4-8) 生物多様性保全

企業は、自然資本や生物多様性に与える影響を考慮し、生物多様性の保全や自然環境の保護に配慮する必要があります。

## 5. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

#### (5-1) 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

#### (5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

#### (5-3) 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

#### (5-4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

#### (5-5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。

#### (5-6) 通報者の保護

企業は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

#### (5-7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

## 6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

#### (6-1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

#### (6-2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

#### (6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

## 7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

#### (7-1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

#### (7-2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

#### (7-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

## 8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

#### (8-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

## 第2部 管理体制の構築

### A. マネジメントシステムの構築

企業は、第1部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する必要があります。

### B. サプライヤーの管理

企業は、第1部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する必要があります。

### C. 適切な輸出入管理

企業は、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う必要があります。

## D. 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があります。

## E. 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。

### 参考資料

国連 世界人権宣言

<https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights>

国連 持続可能な開発目標 (SDGs)

<https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

国連 ビジネスと人権指導原則

[https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\\_en.pdf](https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)

ILO 国際労働基準

(英文) <https://www.ilo.org/global/standards/lang--en/index.htm>

(日本語訳) <https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang--ja/index.htm>

第 1 号条約 (1919 年) 工業的企業に於ける労働時間を 1 日 8 時間かつ 1 週 48 時間に制限する条約

第 14 号条約 (1921 年) 工業的企業に於ける週休の適用に関する条約

第 29 号条約 (1930 年) 強制労働に関する条約

第 47 号条約 (1947 年) 労働時間を 1 週 40 時間に短縮することに関する条約

第 87 号条約 (1948 年) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約

第 98 号条約 (1949 年) 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

第 100 号条約 (1951 年) 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

第 105 号条約 (1959 年) 強制労働の廃止に関する条約

第 106 号条約 (1957 年) 商業及び事務所における週休に関する条約

第 111 号条約 (1958 年) 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約

第 138 号条約 (1973 年) 就業が認められるための最低年齢に関する条約

第 182 号条約 (1999 年) 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

第 190 号条約 (2019 年) 仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約

第 116 号勧告 (1963 年) 労働時間の短縮に関する勧告

第 190 号勧告 (1999 年) 最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_emp/---emp\\_ent/---multi/documents/publication/wcms\\_094386.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_ent/---multi/documents/publication/wcms_094386.pdf)

(日本語訳)

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_577671.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf)

ILO 強制労働指標

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_203832.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf)

ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドライン (ILO-OSH 2001)

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_protect/---protrav/---safework/documents/normativeinstrument/wcms\\_107727.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---safework/documents/normativeinstrument/wcms_107727.pdf)

ILO/Tokyo2020 国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック

～東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技会を契機とするディーセント・ワークの実現に向けて～

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_735666.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_735666.pdf)

ILO 現代奴隷制の世界推計：強制労働と強制結婚 (日本語訳)

[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_615274.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_615274.pdf)

OECD 多国籍企業行動指針

<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>

(日本語仮訳版) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\\_ho.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf)

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デiligence・ガイダンス

<http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>

(日本語仮訳版) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd\\_ddg\\_jp.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf)

ISO 9000 (品質マネジメントシステム)

<https://www.iso.org/iso-9001-quality-management.html>

ISO 14001 (環境マネジメントシステム)

<https://www.iso.org/iso-14001-environmental-management.html>

ISO 22301 (事業継続マネジメントシステム)

<https://www.iso.org/files/live/sites/isoorg/files/store/en/PUB100442.pdf>

ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

<https://www.iso.org/isoiec-27001-information-security.html>

ISO 45001 (労働安全衛生マネジメントシステム)

<https://www.iso.org/standard/63787.html>

米務省 Office to Monitor and Combat Trafficking in Person ウェブサイト

<https://www.state.gov/what-is-modern-slavery/>

米国ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 第 1502 条

<https://www.sec.gov/answers/about-lawsshtml.html#df2010>

英国現代奴隷法

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/introduction/enacted>  
BS OHSAS (Occupational Health and Safety Management) 18001  
(労働安全衛生マネジメントシステム)  
<https://www.bsigroup.com/en-GB/ohsas-18001-occupational-health-and-safety/>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html)

毒物及び劇物取締法 (毒劇法)  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000303](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000303)

労働安全衛生法 (安衛法)  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=347AC000000057](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=347AC000000057)

消防法  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=323AC100000186](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC100000186)

SA 8000 (Social Accountability 8000)  
[http://www.sa-intl.org/\\_data/global/files/SA8000Standard2014\(3\).pdf](http://www.sa-intl.org/_data/global/files/SA8000Standard2014(3).pdf)

GRI (Global Reporting Initiative) スタンドガード  
<https://www.globalreporting.org/standards>  
(日本語)  
<https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-translations/gri-standards-japanese-translations-download-center/>

RBA (Responsible Business Alliance) Code of Conduct 8.0 (2024 年)  
<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>